

いじめ防止対策推進法以降のいじめの実態と特色

八並 光俊

要旨：本研究は、平成25年に公布・施行されたいじめ防止対策推進法以降のいじめの特色を明らかにするために、文部科学省が毎年度公表している「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」データの平成25年度、26年度、27年度の3年間分を対象に、比較分析を行った。その結果、いじめの認知件数は増加傾向を示している。特に小学校で増加しており、1年生時の高い認知件数が6年間維持されている。いじめの発見では、約7割弱が教職員等の発見である。とりわけアンケート調査の有効性が、確認された。いじめの態様では、悪口やひやかしなどの心理的方法や軽度の暴力行為が常套手段となっている。重大事態の対処は、減少傾向を示している。いじめの認知件数の地域格差は大きく、顕著に低い地域と高い地域では、その傾向性が維持される。

キーワード：いじめ防止対策推進法 生徒指導上の諸問題 経年比較

1 研究の背景と目的

いじめ防止対策推進法は、平成25年6月28日に公布され、その3ヶ月後から施行された（文部科学省、2014a）。今年で3年目半が経過し、現在文部科学省で平成28年6月22日にいじめ防止対策協議会が設置され、同法の見直しがなされている。同協議会の目的は、「学校関係者や各種職能団体等の関係団体から有識者の参画を得て、いじめ防止対策推進法に基づく取組状況の把握と検証を的確に行うとともに、いじめの問題等に関して、関係者間の連携強化を図り、より実効的な対策を講じるため、設置するものである。」とされている。また、検討事項に、「いじめ防止対策推進法に基づく取組状況の把握と検証について」が含まれている。実施期間は、平成28年6月22日から平成29年3月31日である。本稿作成の時点では、同協議会は、6回開催され、平成28年11月2日に「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」を公表した（いじめ防止対策協議会、2016）。とりまとめは素案という形をとり、同法の「現状・課題」と「対応の方向性」が記載されている。前者では、文部科学省が毎年度実施している生徒指導の諸問題に関する全国調査データが、若干示されている。

今後同協議会が開催されると思われるが、根拠となる全国調査データについては、6回目の開催以前に、平成27年度版の速報値が公表された。同協議会の第1回開催時の配布資料において、資料4「いじめ防止対策推進法の施行の前後におけるいじめの状況等の変化」（文部科学省、2016b）があるが、そこで扱われている全国調査データは平成24年度、25年度、26年度である。したがって、同法施行前年度、当該年度、施行1年後のデータとなる。すでに平成27年度の調査データがあるので、本来ならば平成25年度、26年度、27年度の3年間のデータを比較検討するのが適切だと考える。また、調査項目の総計による概括的な検討だけでなく、校種別や設置者別等の各年度別のデータから多角的に比較検討し、特色を把握して今後の対応の方向性を見いだすことが大切であると思う。今後、同協議会で、最新の全国調査データを用いた議論が実施されると予想するが、現時点ではその動きがないので、本稿では平成25年度、26年度、

27年度の全国調査データを比較し、いじめに関する特色を、主に校種に着目して明らかにすることを目的とする。

2 研究対象と方法

いじめ防止対策推進法以降のいじめの実態を客観的に把握するために、文部科学省が毎年度公表している以下の調査において、いじめ関連の主要項目を3年間分収集し、比較分析を行った。同調査は、年度によって速報値、訂正值、確定値など、複数回公表されている。そのうち、平成27年度の調査を除いて、確定的となった時点の調査を採用している。具体的には、以下の3調査（文部科学省、2014b、2016a、2016c）が分析対象である。

調査1：平成25年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

（訂正值）平成26年12月19日公表（「25年調査」と略記）

調査2：平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

（確定値）平成28年3月1日公表（「26年調査」と略記）

調査3：平成27年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

（速報値）平成28年10月27日公表（「27年調査」と略記）

3 研究結果

3-1 いじめの認知件数

いじめの認知件数と1校当たりの認知件数を示したものが、Table1である。実数の右隣列の上段は、各校種とともに25年調査の実数を1.0として比較したものである。下段は小学校の数値を1.0として比較したものである。また、Table2は小学校、Table3は中学校の学年別の認知件数を示したものである。これより、以下のことがわかる。実数の右隣列は1年生の実数を1.0として比較したものである。実数の下欄は、各学年ともに25年調査の実数を1.0として比較したものである。これより、以下のことがわかる。

第1に、Table1より、認知件数の計をみると、[1.0→1.0→1.2]と、25年調査と26年調査は同等であるが、27年調査は増加している。校種別では、小学校が27年調査は1.3倍、特別支援学校は、1.7倍と増加している。それに呼応して、1校当たりの認知件数も、計をみると[4.8→4.9→5.9]と27年調査は約1件増加している。

第2に、Table1より、各年度ごとに比較すると、小学校に対して中学校は約半減し、高等学校は約1割、特別支援学校はゼロとなる。つまり、実数の点においても、現状のいじめ問題は、小学校が最も深刻で、次いで中学校ということになる。

第3に、Table2より、小学校では6年間を通して、1年生時の高い認知件数が維持される傾向がある。それに対して、Table3より中学校では[1.0→0.7または0.6→0.3]と、学年進行にしたがって大幅に減少する傾向がある。

Table 1 認知件数と1校当たりの認知件数

校種	認知件数						1校当たり認知件数					
	25年		26年		27年		25年		26年		27年	
小学校	118,748	1.0	122,734	1.0	151,190	1.3	5.6	1.0	5.9	1.1	7.3	1.2
		1.0		1.0		1.0		1.0		1.0		1.0
中学校	55,248	1.0	52,971	1.0	59,422	1.1	5.2	1.0	5.0	1.0	5.6	1.1
		0.5		0.4		0.4		0.9		0.8		0.8
高等学校	11,039	1.0	11,404	1.0	12,654	1.1	1.9	1.0	2.0	1.1	2.2	1.1
		0.1		0.1		0.1		0.3		0.3		0.3
特別支援学校	768	1.0	963	1.3	1,274	1.7	0.7	1.0	0.9	1.3	1.1	1.2
		0.0		0.0		0.0		0.1		0.2		0.2
計	185,803	1.0	188,072	1.0	224,540	1.2	4.8	1.0	4.9	1.0	5.9	1.2

Table 2 小学校の学年別の認知件数

年度	1年生		2年生		3年生		4年生		5年生		6年生		計
25年	18,428	1.0	20,085	1.1	20,889	1.1	20,503	1.1	20,420	1.1	18,480	1.0	118,805
	1.0		1.0		1.0		1.0		1.0		1.0		1.0
26年	20,313	1.0	21,377	1.1	20,982	1.0	21,659	1.1	20,412	1.0	17,991	0.9	122,734
	1.1		1.1		1.0		1.1		1.0		1.0		1.0
27年	25,699	1.0	28,253	1.1	27,470	1.1	25,363	1.0	24,160	0.9	20,245	0.8	151,190
	1.4		1.4		1.3		1.2		1.2		1.1		1.3

Table 3 中学校の学年別の認知件数

年度	1年生		2年生		3年生		4年生		5年生		6年生		計
25年	27,362		1.0	18,686		0.7	9,200		0.3	55,248		1.0	
	1.0			1.0			1.0			1.0			
26年	26,954		1.0	17,817		0.7	8,200		0.3	52,971		1.0	
	1.0			1.0			0.9			0.9			
27年	31,045		1.0	19,607		0.6	8,770		0.3	59,422		1.1	
	1.1			1.0			1.0			1.0			

3-2 いじめ発見のきっかけ

いじめ発見のきっかけを示したものが、Table4である。同表より、以下のような特色がみられる。

第1に、表右端列の構成比をみると、3年間の平均値は「学校の教職員等が発見」が66.8%と大半を占めている。25年調査が68.1%、26年調査が66.0%、27年調査が66.3%と、全体的には一定している。校種別にみると、小学校が70.6%、中学校が57.7%、高等学校が67.8%、特別支援学校が62.9%と、小学校が最も高い。

同項目の構成比で最も多いのは「アンケート調査など学校の取組により発見」(51.5%)である。校種別にみると、3年間の平均値は、小学校が56.3%、中学校が56.3%、高等学校が55.6%と、ほぼ同数であるのに対して、特別支援学校が34.5%と低い。しかし、特別支援学校の年度推移は、25年調査が27.6%→26年調査が35.9%→27年調査が40.1%と増加傾向を示している。アンケート調査などの客観的ないじめの早期発見方法が、特別支援学校では、年度進行とともに定着していったと推察される。

第2に、「アンケート調査など学校の取組により発見」に次いで多いのは、構成比から「学級担任が発見」

(12.2%) である。しかし、アンケート調査などと比較すると、約4分の1程度である。校種別にみると、3年間の平均値は、小学校が12.7%、中学校が11.9%と近似しており、高等学校が7.5%と低くなる。

それに対して、特別支援学校が21.7%と突出して高い。しかし、特別支援学校の年度推移は、25年調査が25.8%→26年調査が20.5%→27年調査が18.7%と減少傾向を示している。27年調査は、25年調査よりも約7%も減少している。

Table 4 いじめの発見のきっかけ

区分	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計		
	件数 (件)	構成比 (%)									
学校の教職員等が発見	25年	86,348	72.7	32,140	58.2	7,525	68.2	460	59.9	126,473	68.1
	26年	85,418	69.6	30,347	57.3	7,761	68.1	611	63.4	124,137	66.0
	27年	105,271	69.6	34,186	57.5	8,486	67.1	834	65.5	148,777	66.3
学級担任が発見	25年	15,675	13.2	7,140	12.9	746	6.8	198	25.8	23,759	12.8
	26年	15,351	12.5	6,248	11.8	930	8.2	197	20.5	22,726	12.1
	27年	18,779	12.4	6,566	11.0	935	7.4	238	18.7	26,518	11.8
学級担任以外の教職員が発見（養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く）	25年	1,317	1.1	2,448	4.4	410	3.7	46	6.0	4,221	2.3
	26年	1,437	1.2	2,441	4.6	436	3.8	64	6.6	4,378	2.3
	27年	1,906	1.3	2,995	5.0	497	3.9	80	6.3	5,478	2.4
養護教諭が発見	25年	490	0.4	475	0.9	85	0.8	3	0.4	1,053	0.6
	26年	348	0.3	357	0.7	70	0.6	4	0.4	779	0.4
	27年	441	0.3	414	0.7	84	0.7	5	0.4	944	0.4
スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見	25年	137	0.1	148	0.3	36	0.3	1	0.1	322	0.2
	26年	180	0.1	391	0.7	36	0.3	0	0.0	607	0.3
	27年	275	0.2	155	0.3	16	0.1	0	0.0	446	0.2
アンケート調査など学校の取組により発見	25年	68,729	57.9	21,929	39.7	6,248	56.6	212	27.6	97,118	52.3
	26年	68,102	55.5	20,910	39.5	6,289	55.1	346	35.9	95,647	50.9
	27年	83,870	55.5	24,056	40.5	6,954	55.0	511	40.1	115,391	51.4
学校の教職員以外からの情報により発見	25年	32,400	27.3	23,108	41.8	3,514	31.8	308	40.1	59,330	31.9
	26年	37,316	30.4	22,624	42.7	3,643	31.9	352	36.6	63,935	34.0
	27年	45,919	30.4	25,236	42.5	4,168	32.9	440	34.5	75,763	33.7
本人からの訴え	25年	16,582	14.0	12,301	22.3	2,121	19.2	195	25.4	31,199	16.8
	26年	18,214	14.8	12,018	22.7	2,153	18.9	220	22.8	32,605	17.3
	27年	22,759	15.1	13,066	22.0	2,568	20.3	267	21.0	38,660	17.2
当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え	25年	10,710	9.0	7,005	12.7	754	6.8	70	9.1	18,539	10.0
	26年	13,188	10.7	6,951	13.1	814	7.1	79	8.2	21,032	11.2
	27年	16,187	10.7	7,926	13.3	856	6.8	96	7.5	25,065	11.2
児童生徒（本人を除く）からの情報	25年	2,915	2.5	2,397	4.3	445	4.0	32	4.2	5,789	3.1
	26年	3,350	2.7	2,361	4.5	433	3.8	33	3.4	6,177	3.3
	27年	4,021	2.7	2,664	4.5	502	4.0	42	3.3	7,229	3.2
保護者（本人の保護者を除く）からの情報	25年	1,801	1.5	1,144	2.1	140	1.3	6	0.8	3,091	1.7
	26年	2,212	1.8	1,051	2.0	167	1.5	12	1.2	3,442	1.8
	27年	2,484	1.6	1,278	2.2	169	1.3	21	1.6	3,952	1.8
地域の住民からの情報	25年	123	0.1	80	0.1	8	0.1	2	0.3	213	0.1
	26年	101	0.1	77	0.1	5	0.0	0	0.0	183	0.1
	27年	140	0.1	95	0.2	11	0.1	3	0.2	249	0.1
学校以外の関係機関（相談機関等含む）からの情報	25年	182	0.2	119	0.2	25	0.2	3	0.4	329	0.2
	26年	173	0.1	97	0.2	41	0.4	6	0.6	317	0.2
	27年	256	0.2	133	0.2	43	0.3	7	0.5	439	0.2
その他（匿名による情報など）	25年	87	0.1	62	0.1	21	0.2	0	0.0	170	0.1
	26年	78	0.1	69	0.1	30	0.3	2	0.2	179	0.1
	27年	72	0.0	74	0.1	19	0.2	4	0.3	169	0.1

第3に、構成比で1%以上5%未満の項目は、構成比から「学級担任以外の教職員が発見（養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く）」(2.3%)である。校種別にみると、3年間の平均値は、小学校が1.2%、中学校が4.7%、高等学校が3.8%と5%未満であるが、特別支援学校が6.3%と5%を超えている。学校現場では、同項目のような教職員の数自体が少ないので、同項目が低いと考えられる。

第4に、構成比で1%未満と極めて低い項目は、「養護教諭が発見」(0.4%)と「スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見」(0.2%)である。前者の養護教諭は、校種別にみると、3年間の平均値は、小学校が0.3%、中学校が0.8%、高等学校が0.7%が特別支援学校が0.4%である。中学校と高等学校では、養護教諭の発見率が他校種よりも高い。後者のスクールカウンセラー等は、校種別にみると、3年間の平均値は、小学校が0.1%、中学校が0.4%、高等学校が0.2%が特別支援学校が0.0%である。小中学校では、スクールカウンセラーの配置が進んでいるにもかかわらず、その発見率は極めて低く、いじめの発見者とはなっていない。現行のスクールカウンセラーうやスクールソーシャルワーカーは、外部性の高い生徒指導サポーターとして重視されているが、非常勤職員であるためこのような状況になっていると考えられる。

第5に、「学校の教職員等が発見」が、前出のように66.8%であるのに対して、「学校の教職員以外からの情報により発見」は、構成比から33.2%である。内訳からみると、「本人からの訴え」(17.1%)と「当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え」(10.8%)である。前者の本人は、校種別にみると、3年間の平均値は、小学校が14.6%、中学校が22.3%、高等学校が19.5%、特別支援学校が23.1%である。中学校と特別支援学校において、高い。後者の保護者は、校種別にみると、3年間の平均値は、小学校が10.1%、中学校が13.0%、高等学校が6.0%が特別支援学校が8.3%である。小中学校の義務教育段階で、保護者の訴えが高いことがわかる。

第6に、構成比が低い項目は、「児童生徒（本人を除く）からの情報」(3.2%)、「保護者（本人の保護者を除く）からの情報」(1.8%)、「地域の住民からの情報」(0.1%)、「学校以外の関係機関（相談機関等含む）からの情報」(0.2%)、「その他（匿名による情報など）」(0.1%)である。特に、いじめ被害児童生徒の周囲の児童生徒からの情報が、ひじょうに低いことがわかる。

3-3 いじめの態様

いじめの態様を校種別に示したものが、Table5である。同表から、以下のような特色が見いだせる。

第1に、いじめの態様、つまりいじめの方法で最も多いの項目は、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」である。表の右端列の構成比をみると、25年調査で64.4%、26年調査で64.5%、27年調査で63.5%と、3年間の平均値は約64%とひじょうに高い。いじめでは、言語によって心理的な影響を与える行為が、常套手段だといえる。

また、校種別では、中学校が、各年度67%を超えており、3年間の平均値は67.5%と最も高い。中学校以外の3年間の平均値は、小学校が63.0%、高等学校が61.4%、特別支援学校が57.5%である。

第2に、心理的な影響を与える言語的ないじめの次に多い項目は、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。」という軽度の暴力行為である。構成比をみると、25年調査で23.3%、26年調査で22.2%、27年調査で22.6%と、3年間の平均値は約23%である。殴る、蹴るなどの有形力を用いた物理的な影響を与える行為は、言語的いじめ同様に常套手段だといえる。

校種別にみると、言語的ないじめとは異なる傾向性を見いだすことができる。具体的には、小学校と特別支援学校で、顕著に高いといえる。小学校では、3年間の平均値は25.3%と最も高い。特別支援学校は、24.8%である。

Table 5 いじめの態様

区分		小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
		件数 (件)	構成比 (%)								
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	25年	75,223	63.3	37,406	67.7	6,668	60.4	444	57.8	119,741	64.4
	26年	77,767	63.4	35,833	67.6	7,099	62.3	552	57.3	121,251	64.5
	27年	94,026	62.2	39,987	67.3	7,764	61.4	733	57.5	142,510	63.5
仲間はずれ、集団による無視をされる。	25年	26,091	22.0	9,498	17.2	1,829	16.6	82	10.7	37,500	20.2
	26年	25,474	20.8	8,552	16.1	1,800	15.8	106	11.0	35,932	19.1
	27年	28,404	18.8	9,098	15.3	1,960	15.5	132	10.4	39,594	17.6
軽くぶつかられたり、遊びふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	25年	30,671	25.8	10,457	18.9	2,018	18.3	180	23.4	43,326	23.3
	26年	29,984	24.4	9,753	18.4	1,853	16.2	249	25.9	41,839	22.2
	27年	38,757	25.6	9,995	16.8	1,787	14.1	319	25.0	50,858	22.6
ひどくぶつかられたり、たた叩かれたり、蹴られたりする。	25年	10,485	8.8	3,381	6.1	819	7.4	60	7.8	14,745	7.9
	26年	10,365	8.4	2,990	5.6	631	5.5	64	6.6	14,050	7.5
	27年	13,648	9.0	3,433	5.8	676	5.3	76	6.0	17,833	7.9
金品をたかられる。	25年	3,249	2.7	1,000	1.8	468	4.2	24	3.1	4,741	2.6
	26年	2,515	2.0	862	1.6	455	4.0	31	3.2	3,863	2.1
	27年	2,810	1.9	885	1.5	414	3.3	29	2.3	4,138	1.8
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	25年	10,426	8.8	3,688	6.7	908	8.2	71	9.2	15,093	8.1
	26年	9,048	7.4	3,470	6.6	774	6.8	64	6.6	13,356	7.1
	27年	10,253	6.8	3,751	6.3	769	6.1	78	6.1	14,851	6.6
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	25年	10,573	8.9	3,877	7.0	1,039	9.4	71	9.2	15,560	8.4
	26年	10,014	8.2	3,612	6.8	929	8.1	100	10.4	14,655	7.8
	27年	12,240	8.1	4,193	7.1	965	7.6	108	8.5	17,506	7.8
パソコンや携帯電話などで、誹謗中傷や嫌なことをされる。	25年	1,712	1.4	4,835	8.8	2,176	19.7	65	8.5	8,788	4.7
	26年	1,607	1.3	4,134	7.8	2,078	18.2	79	8.2	7,898	4.2
	27年	2,072	1.4	4,608	7.8	2,366	18.7	103	8.1	9,149	4.1
その他	25年	5,762	4.9	1,967	3.6	521	4.7	41	5.3	8,291	4.5
	26年	5,864	4.8	1,825	3.4	475	4.2	60	6.2	8,224	4.4
	27年	6,692	4.4	1,907	3.2	569	4.5	63	4.9	9,231	4.1

それに対して、中学校は 18.0%、高等学校は 16.2% である。小学校と中学校の差は 7.1%、小学校と高等学校の差は 9.1% となっている。発達段階の低い児童生徒の間では、このような軽度の暴力行為といじめが結びつきやすいといえよう。

第 3 に、言語的ないじめとは異なる心理的な影響力をもつ「仲間はずれ、集団による無視をされる。」も、いじめの方法では上位 3 位に入る。非合法集団の隠語由来の「シカト」行為が、典型である。25 年調査で 20.2%、26 年調査で 19.1%、27 年調査で 17.6% と、3 年間の平均値は約 19% である。

校種別にみると、3 年間の平均値は、小学校が 20.5%、中学校が 16.2%、高等学校が 16.0%、特別支援学校が 10.7% となっている。シカトに代表される心理的ないじめは、小学校が最も多く、中学校と高等学校は同程度で小学校よりは少ない、特別支援学校は最小であるという特徴がある。

第 4 に、構成比が 5% 以上 10% 未満の項目は、「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。」(8.0%)、「ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。」(7.8%)、「金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。」(7.3%) の 3 項目である。

校種別にみると、嫌悪感・羞恥心あるいは生命の危機にかかわるいじめは、全般的に高い傾向を示して

いる。具体的には、3年間の平均値は、小学校が8.4%、中学校が7.0%、高等学校が8.4%、特別支援学校が9.4%である。特に、特別支援学校が多い。

重度の暴力行為を伴う物理的ないじめは、小学校が8.7%、中学校が5.8%、高等学校が6.1%、特別支援学校が6.8%と、小学校が最も高い。金品にかかるいじめは、小学校が7.7%、中学校が6.5%、高等学校が7.0%、特別支援学校が7.3%と同程度である。

第5に、構成比が5%未満の項目は、「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。」(4.3%)、「その他」(4.3%)、「金品をたかられる。」(2.2%)である。パソコン等を使用したネットいじめは予想外に少ないが、校種別にみると、3年間の平均値は、小学校が1.4%、中学校が8.1%、高等学校が18.9%、特別支援学校が8.3%と、高等学校が突出して多いことがわかる。

3-4 重大事態への対処

いじめ防止対策推進法の第5章「重大事態への対処」に関する調査項目について、Table6で示している。表中の数値は、右端列を除いて実数である。また、「特学校」は、特別支援学校である。年間発生件数が、3件以下の場合にはハイフンを記入している。特徴的な点は、以下の通りである。

第1に、同法第28条第1項に規定する「重大事態」が発生した学校数と発生件数の総計から、25年調査を基準とすると、26年調査では大幅増加、27年調査では26年調査よりは減少しているが25年調査よりも件数が多い。具体的には、同表の右端列の数値から、25年調査を1.0とすると、26年調査は2.5、27年調査は1.9である。発生件数では、25年調査を1.0とすると、26年調査は2.5、27年調査は1.7である。これは、児童生徒の命や学校生活に影響を与える深刻ないじめが、26年度大幅に増加し、翌27年度には前年よりも減少はしたが、25年度と比較すると2倍弱の発生件数である。一般的には、法的抑止力が経年とともに強化され、重大事態は減少すると予想されるが、この数値からすると法的抑止効果は高いとはいえないだろう。

また、校種別では、発生学校数、発生件数とともに、中学校→小学校→高等学校→特別支援学校の順に減少している。また、実数からもわかるように、重大事態に関しては、小学校と中学校の義務教育段階の学校で多発している。

第2に、重大事態の第1号「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」と、第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」に該当したケースには、特徴がみられる。第1号の場合、経年によって発生件数が増加傾向を示している。具体的には、第1の場合と同様に、25年調査を1.0とすると、26年調査は1.2、27年調査は1.7である。このことから、児童生徒の命や財産に関わる深刻ないじめは、経年で大幅に増加している。それに対して、第2号の場合は、25年調査を1.0とすると、26年調査は3.2、27年調査は1.8となる。

Table 6 重大事態への対処

区分		年度	小学校	中学校	高等学校	特学校	計
法第28条第1項に規定する「重大事態」が発生した学校数（単位：校）		25年	52	81	24	1	158 1.0
		26年	114	230	50	0	394 2.5
		27年	111	137	44	6	298 1.9
法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数（単位：件）		25年	58	95	24	2	179 1.0
		26年	117	281	51	0	449 2.5
		27年	112	150	45	6	313 1.7
法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数（単位：件）		25年	19	44	10	2	75 1.0
		26年	25	42	25	0	92 1.2
		27年	39	61	25	4	129 1.7
法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数（単位：件）		25年	41	62	19	0	122 1.0
		26年	100	253	32	0	385 3.2
		27年	86	103	27	2	218 1.8
法第28条第1項に規定する「重大事態」の調査主体	「重大事態」の発生件数のうち、当該学校が調査主体となった件数（単位：件）	25年	51	83	23	2	159 1.0
		26年	109	263	43	0	415 2.6
		27年	95	129	31	5	260 1.6
	法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数（単位：件）	25年	16	37	9	2	64 1.0
		26年	22	35	21	0	78 1.2
		27年	29	48	16	4	97 1.5
	法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数（単位：件）	25年	37	54	19	0	110 1.0
		26年	94	241	27	0	362 3.3
		27年	74	90	19	1	184 1.7
	「重大事態」の発生件数のうち、当該学校の設置者（当該学校以外）が調査主体となった件数（単位：件）	25年	5	9	1	0	15 1.0
		26年	7	11	7	0	25 1.7
		27年	17	20	11	1	49 3.3
	法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数（単位：件）	25年	3	7	1	0	11 1.0
		26年	3	7	4	0	14 1.3
		27年	10	12	8	0	30 2.7
	法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数（単位：件）	25年	2	5	0	0	7 1.0
		26年	5	5	4	0	14 2.0
		27年	12	13	5	1	31 4.4
	「重大事態」の発生件数のうち、調査主体を検討中の件数（単位：件）	25年	2	3	0	0	5 1.0
		26年	1	7	1	0	9 1.8
		27年	0	1	3	0	4 0.8
	法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数（単位：件）	25年	0	0	0	0	0 -
		26年	0	0	0	0	0 -
		27年	0	1	1	0	2 -
	法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数（単位：件）	25年	2	3	0	0	5 1.0
		26年	1	7	1	0	9 1.8
		27年	0	0	3	0	3 0.6
法第28条第1項に規定する「重大事態」のうち、法第30条第2項及び法第31条第2項に規定する調査の結果について調査（再調査）を行った件数	「重大事態」の発生件数のうち、地方公共団体の長等において調査の結果について調査（再調査）を行った件数（単位：件）	25年	0	0	0	0	0 -
		26年	0	1	1	0	2 -
		27年	0	3	0	0	3 -
	法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数（単位：件）	25年	0	0	0	0	0 -
		26年	0	0	1	0	1 -
		27年	0	2	0	0	2 -
	法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数（単位：件）	25年	0	0	0	0	0 -
		26年	0	1	0	0	1 -
		27年	0	2	0	0	2 -

26年度は、25年度の3倍強の発生件数となり、27年度は26年度より減少はしたものの、25年度と比較すると2倍弱である。重大事態の理由別にみても、法的抑止力が高いとはいえない。

第3に、重大事態が発生した場合の調査主体は、当該学校（以下、学校と略）となるケースが、当該学校の設置者（以下、設置者と略）となるケースを大幅に上回っていることがわかる。具体的には、25年調査では学校を1.00とした場合、設置者は0.09である。同様に26年調査では、設置者が0.06である。27年調査では、設置者が0.19である。27年調査では、学校を管轄する教育委員会等が調査主体となるケースが若干増加しているが、ほとんどの場合学校が調査主体となっていることがわかる。調査の客觀性や調査者の中立性・公平性という観点からすれば、学校主体の調査に偏りすぎる傾向は見直しが必要であろう。ただし、右端列の数値からそれぞれの経年変化をみると、学校主体は、1.0→2.6→1.6とやや減少傾向を示している。それに対して、実数は学校より少ないが、設置者は1.0→1.7→3.3と増加傾向を示している。

第4に、法第28条第1項に規定する「重大事態」のうち、法第30条第2項及び法第31条第2項に規定する調査の結果について調査（再調査）を行った件数をみると、25年調査で0件、26年調査で2件、27年調査で3件となっている。

3-5 いじめの認知件数の地域差

いじめの認知件数では、都道府県による認知件数の大きなばらつきが話題となっている。つまり、認知件数の地域差の問題である。そこで、各調査年度の児童生徒千人あたりの認知件数を用いて、地域差の比較を行ってみる。その際、各調査年度の同件数の平均値の2分の1を基準値とした。基準値未満の地域をコード1として、超低群とする。基準値以上基準値の2倍未満をコード2として、低群とする。基準値の2倍以上3倍未満をコード3として、中群とする。基準値の3倍以上4倍未満コード4として、高群とする。基準値の4倍以上をコード5として、超高群とする。

Table7は、都道府県別の群コードを各年度ごとに昇順にソートして、クロスさせたものである。表中のSNは、形式上の一連番号である。NOは、都道府県番号である。これは、文部科学省の調査集計表にしたがっている。Table8はTable7に基づいて、3年間同一コードの場合は無変動型、コードが高い数値になった場合は増加型、コードが低い数値になった場合は減少型と命名して分類したものである。

Table8から、無変動型は47地域中23地域（49%）、増加型は同様に18地域（38%）、減少型は同様に6地域（13%）となっている。型別の特色としては、無変動型のうち超低群が9地域（19%）、低群が8地域（17%）、中群が1地域（2%）、高群が1地域（2%）、超高群で4地域（9%）となっている。超低群と低群を合わせると17地域（36%）となる。したがって、認知件数の低い地域では、3年間その傾向を保持していることがわかる。また、超高群においても、比率は低いが同様の傾向性がみられる。具体的な各年度の認知件数の推移は、NO.4：宮城県（69.2→69.9→70.8）、NO.12：千葉県（31.2→39.9→45.6）、NO.26：京都府（99.8→85.4→90.6）、NO.45：宮崎県（71.5→66.0→47.2）となっている。

このような超高群が、当該年度の平均値の上昇をまねいているのである。超低群の中でも、常に低い認知件数を示しているのは、NO.41：佐賀県（2.3→2.8→3.5）である。

Table 7 都道府県別の群別コード

SN	NO	都道府県	25年	26年	27年	SN	NO	都道府県	25年	26年	27年
1	7	福島県	1	1	1	25	9	栃木県	2	2	2
2	11	埼玉県	1	1	1	26	14	神奈川県	2	2	2
3	20	長野県	1	1	1	27	18	福井県	2	2	2
4	24	三重県	1	1	1	28	21	岐阜県	2	2	2
5	33	岡山県	1	1	1	29	22	静岡県	2	2	2
6	34	広島県	1	1	1	30	23	愛知県	2	2	2
7	37	香川県	1	1	1	31	25	滋賀県	2	2	2
8	40	福岡県	1	1	1	32	42	長崎県	2	2	2
9	41	佐賀県	1	1	1	33	5	秋田県	2	2	3
10	1	北海道	1	1	2	34	36	徳島県	2	2	3
11	15	新潟県	1	1	2	35	39	高知県	2	2	3
12	27	大阪府	1	1	2	36	29	奈良県	2	2	4
13	28	兵庫県	1	1	2	37	43	熊本県	3	3	2
14	47	沖縄県	1	1	2	38	8	茨城県	3	3	3
15	2	青森県	1	2	2	39	19	山梨県	4	4	4
16	10	群馬県	1	2	2	40	30	和歌山県	4	5	4
17	16	富山県	1	2	2	41	6	山形県	4	5	5
18	31	鳥取県	1	2	2	42	44	大分県	5	4	4
19	32	島根県	1	2	2	43	46	鹿児島県	5	4	4
20	3	岩手県	1	2	3	44	4	宮城県	5	5	5
21	38	愛媛県	1	2	3	45	12	千葉県	5	5	5
22	35	山口県	1	3	3	46	26	京都府	5	5	5
23	17	石川県	2	1	1	47	45	宮崎県	5	5	5
24	13	東京都	2	2	1						

Table 8 都道府県別の群別変動

超低群		低群		中群		高群		超高群	
無変動型		無変動型		無変動型		無変動型		無変動型	
1→1→1		2→2→2		3→3→3		4→4→4		5→5→5	
7	福島県	9	栃木県	8	茨城県	19	山梨県	4	宮城県
11	埼玉県	14	神奈川県	減少型		増加型		12	千葉県
20	長野県	18	福井県	3→3→2		4→5→5		26	京都府
24	三重県	21	岐阜県	43	熊本県	6	山形県	45	宮崎県
33	岡山県	22	静岡県	減少型		減少型		減少型	
34	広島県	23	愛知県	4→5→4		5→4→4			
37	香川県	25	滋賀県	30	和歌山県	44	大分県		
40	福岡県	42	長崎県	46		鹿児島県			
41	佐賀県	増加型							
増加型		2→2→3							
1→1→2		5	秋田県						
1	北海道	36	徳島県						
15	新潟県	39	高知県						
27	大阪府	2→2→4							
28	兵庫県	29	奈良県						
47	沖縄県	減少型							
1→2→2		2→1→1							
2	青森県	17	石川県						
10	群馬県	2→2→1							
16	富山県	13	東京都						
31	鳥取県								
32	島根県								
1→2→3									
3	岩手県								
38	愛媛県								
1→3→3									
35	山口県								

超高群の最高値を示す京都府と佐賀県を比較すると、各年度で前者が後者の43倍→31倍→26倍と顕著に高いことがわかる。

群別では、次のような特徴がみられる。なお、括弧内の比率は47都道府県での占有率である。

第1に、超低群には22地域(46%)が該当し、無変動型が9地域、増加型が13地域である。増加型は、さらに[1→1→2]パターンが5地域、[1→2→2]パターンが5地域、[1→2→3]パターンが1地域、[1→3→3]パターンが1地域となっている。超低群の場合、約4割は超低群を維持し、約6割は27年調査で低群または中群に移行した。

第2に、低群には14地域(30%)が該当し、無変動型が8地域、増加型が4地域、減少型が2地域である。増加型は、さらに[2→2→3]パターンが3地域、[2→2→4]パターンが1地域、減少型は[2→2→1]パターンが1地域、[2→1→1]パターンが1地域となっている。低群の場合、約6割が低群を維持し、約3割が増加型に中群または高群に移行した。また、約1割が超低群に移行した。

第3に、中群には2地域(4%)が該当し、無変動型が1地域、減少型が1地域である。中群では、増加型はない。減少型は[3→3→2]パターンが1地域である。中群の場合、5割が中群を維持し、5割は

低群に移行した。

第4に、高群には3地域（6%）が該当し、無変動型が1地域、増加型が1地域、減少型が1地域である。増加型は〔4→5→5〕パターンが1地域、減少型は〔4→5→4〕パターンが1地域である。増加型をみると、高群から26年調査で超高群に移行し、27年調査でも超高群となっている。また、減少型をみると、26年調査で超高群に移行し、27年調査で高群に移行しているが、中群や低群に移行するという顕著な減少はみられない。高群の場合、約3割強が高群を維持し、約3割強が超高群に移行した。また、約3割強が26年調査で超高群に移行し、27年調査では高群となっている。

第5に、超高群には6地域（13%）が該当し、無変動型が4地域、減少型が2地域である。減少型は〔5→4→4〕パターンが2地域となっている。超高群の場合、約7割は超高群を維持し、約3割は26年調査で高群に移行し、27年調査で高群を維持している。したがって、超高群の場合、極めて高い認知件数を維持する傾向性がみられる。一度このような状況に陥ると、中群や低群に転ずることは短期間では極めて困難である。

以上の点から、いじめの認知件数の地域差については、超低群と低群を合わせると76%が平均値を下回っている。残りの26%が、いじめの認知件数を高める要因となっている。特に、高群と超高群では、無変動型の割合と増加型の割合が高い。両群の認知件数の数値そのものが、他地域と異なり極端に高いため、結果的には平均値を高くすることになる。同時に、認知件数の地域差の大きなばらつきの要因にもなっていることがわかる。

引用文献

- いじめ防止対策協議会 2016 いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ（素案）
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/124/shiryo/1374556.htm（2016年11月30日確認）
- 文部科学省 2014a いじめ防止対策推進法
文部科学省 2014b 平成25年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（訂正值）
文部科学省 2016a 平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（確定値）
文部科学省 2016b 資料4「いじめ防止対策推進法の施行の前後におけるいじめの状況等の変化」
文部科学省 2016c 平成27年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（速報値）